

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。）、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号。以下「建設工事執行規則」という。）、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県国土整備部長通知。以下「電子入札執行要領」という。）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 公告日

令和6年7月23日（火）

2 契約をする者

鳥取市東町一丁目220

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

3 入札及び契約担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県国土整備部国土総務課（鳥取県庁本庁舎5階）電話0857-26-7347

4 工事の概要

（1）工事名 国道181号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（2工区）（補助改良）

（2）工事場所 日野郡江府町久連から同町洲河崎まで

（3）工事の構造及び規模

トンネル工（NATM）

施工延長L=2,609メートル、幅員W=6.5(8.0)メートル

トンネル工 一式

インバート工 一式

坑内付帯工 一式

坑門工 一式

明かり部工 一式

仮設工 一式

なお、現在工事中の国道181号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良）（以下「1工区」という。）の進捗によっては、工事の規模が増減する場合もある。

（4）工期 工事開始日（落札者が本件工事に係る工事請負契約締結日の翌日から令和7年5月

15日までの間で定める日) から670日間

(5) 予定価格 事後公表

5 競争入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員の出資比率が 20 パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号） 第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 令和 6 年鳥取県告示第 450 号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「特定告示」という。）に基づく土木一式工事に係る一般競争入札参加資格を有している者又は令和 6 年 9 月 24 日(火) までに有する見込みのある者であること。

エ 令和 6 年 7 月 23 日(火) から同年 9 月 24 日(火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和 6 年 3 月 27 日付第 202300328214 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止措置の要件に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、令和 6 年 9 月 24 日(火) までに改めて入札参加資格を付与されていること。

カ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 経営事項審査（審査基準日が令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、令和 6 年 8 月 5 日まで）の間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評定値（建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が、1,200 点以上であること。

イ 平成 21 年度以降に工事が完成し、かつ、引渡しが完了している NATM 工法によるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））50 平方メートル以上かつ同一トンネルにおいて延長 1,400 メートル以上の道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体として施工した実績については、代表者としてのものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、監理技術者又は主任技術者として専任で配置することができるものを有するものであること。

(ア) 8の(1)により入札参加資格の確認の申請をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、8の(1)による申請のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（以下「監理技術者資格者証」という。）の交付を受けている者であること。

(ウ) 技術士（建設部門）（以下「技術士」という。）又は建設業法第27条第1項の規定により1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）であること。

(エ) 平成21年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者若しくは現場代理人（同種工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、技術士又は1級土木施工管理技士であった者に限る。）又は監理技術者（以下これらの者を「技術管理者」という。）として施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術管理者としての実績については、代表者の技術管理者としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が、1,010点以上であること。

イ (3)のウの(ア)に掲げる条件を満たす技術士又は1級土木施工管理技士で、本件工事の期間中主任技術者として専任で配置することができるものを有するものであること。

(5) その他

本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会（令和6年11月定例会予定）の議決を要するものである。配置する予定の監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）について、本件工事においては、開札日時点で本契約時（令和6年12月中旬予定）に専任で配置可能であること又は本件工事と同一工事として取り扱うことの承諾を受けた工事における監理技術者又は主任技術者であることが確認できれば、配置予定技術者として認めるものとする。なお、その詳細は建設工事における配置技術者等の適正な運用について（令和6年7月2日付第202400083541号鳥取県国土整備部長通知）に定めるところによる。

6 技術提案内容

(1) 提案を求めるテーマ

トンネル本体の品質・耐久性向上に係る施工計画及びトンネル工事における安全管理・環境保全対策等について

(2) テーマの着目事項

1. トンネル本体の品質・耐久性向上に係る施工計画

1-① 覆工コンクリートのひび割れ・欠け落ち・空隙等を防止するための打設時の有効な提案

1-② 覆工コンクリートの緻密性を向上させるための養生時の有効な提案

1-③ 防水工における防水機能の確保のための有効な提案

1-④ ロックボルトの確実な施工のための有効な提案

1-⑤ 上記項目以外の提案

2. トンネル工事における安全管理・環境保全対策等

2-① 情報通信技術等を活用した安全管理に係る有効な提案

- 2-② トンネル工事における地球温暖化防止対策（CO₂削減等）として有効な提案
- 2-③ 若手技術者や女性等、誰もが働きやすいトンネル工事現場の環境整備に係る有効な提案
- 2-④ 工事を円滑に進めるための地域とのコミュニケーション等に係る有効な提案
- 2-⑤ 上記項目以外の提案

(3) その他

土木工事共通仕様書を踏まえて技術提案をすること。技術提案資料は白黒で作成すること。

7 設計業務等の受託者等

- (1) 5の(2)のキの「本件工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者である。

セントラルコンサルタント株式会社 鳥取営業所

鳥取県鳥取市海蔵寺 56-55-106

- (2) 5の(2)のキの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

8 競争入札参加資格の確認等

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類を提出し、5の競争入札参加資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、5の(2)のウに掲げる一般競争入札の参加資格の認定を受けていない者が、参加を希望するときは、公示に基づき一般競争入札参加資格審査申請手続を行わなければならない。

この場合において、5の(2)のウ以外の競争参加資格を満たしているときは、開札の時において5の(2)のウを満たしていることを条件として入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争参加するためには、開札の時において5の(2)のウに掲げる事項を満たしていなければならない。

ア 提出期間及び時間

令和6年7月23日（火）から同年8月5日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県県土整備部県土総務課（鳥取県庁本庁舎5階） 電話 0857-26-7347

ウ 提出方法

次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。

- (ア) 令和4年鳥取県告示第189号又は令和5年鳥取県告示第504号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づいて認定された資格を有する者インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力

- (イ) (ア)以外の者で特定告示に基づいて認定された資格を有する者 持参又は書留郵便

若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち書留郵便に準じるものにより送付（郵送又は信書便による場合にあっては、アの期限内に到着したものに限る。）

（2） 5 の（3）のイに掲げる施工実績及び 5 の（3）のウに掲げる施工管理実績の確認に当たっては、効力を有する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の 2 分の 1 以上を出資しているものにあっては、我が国における施工実績及び施工管理実績をもって行う。

（3） 申請書は、様式 1 により作成すること。

（4） 資料の内容

ア 資料は（5）の記入要領に基づき共同企業体の構成員ごとに作成すること。

イ 提出する資料は、次に従い作成すること。

（ア） 共同企業体の代表者

a 同種工事の施工実績

b 監理技術者又は主任技術者の資格及び工事経験

c 経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値の写し（令和 6 年 10 月 1 日以降に合併、分割、営業の譲渡、会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定等を行った者については、別途指示するので 8 の（1）のイまで連絡すること。）

（イ） 共同企業体の代表者以外の者

a 主任技術者の資格

b 上記（ア）の c

（5） 資料の記入要領

ア 同種工事の施工実績

（ア） 同種工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。）の中から代表的なものを記載するものとし、記載件数は 2 件を限度とする。

（イ） 国又は地方公共団体が発注した工事を優先的に記載するとともに、実績確認のための資料として同種工事の請負契約書及び仕様書等の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。

なお、共同企業体の構成員として施工した場合は、当該共同企業体の協定書の写しを添付すること。

イ 監理技術者又は主任技術者の資格及び工事経験

（ア） 配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について記載するとともに、次の書類の写しを添付すること。

a 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証（裏面を含む。）

b 1 級土木施工管理技士の技術検定合格書又は技術士（建設部門）の合格証

- c 健康保険被保険者証等の直接的かつ恒常的な雇用関係（3月以上の継続雇用）が確認できる書類
 - (イ) 配置予定技術者が特定できない場合は、2名を限度に候補者を記入することができる。
 - (ウ) 配置予定技術者が同種工事を施工管理した代表的な工事経験（共同企業体の構成員として施工管理した実績については、代表者の技術管理者として施工管理したものに限る。）について、2件を限度として記載すること。
 - (エ) 施工管理実績に係る工事の施工期間中に、交替等により当該技術管理者として配置されていない期間のある者については、その者が当該工事に当該技術管理者として配置されていた期間（以下「配置期間」という。）が2年以上に及ぶ場合又はその者の配置期間が他のすべての者の配置期間より長い場合に限り、施工管理実績として認めるものとする。
 - (オ) 国又は地方公共団体が発注した工事を優先的に記載するとともに、実績確認のための資料として工事カルテ（請負契約書、発注者発行の技術者選任通知書及び仕様書でも可。）等の写しを添付すること。

なお、共同企業体の代表者の技術管理者として施工管理した場合は、当該共同企業体の協定書の写しを添付すること。

- (カ) 落札者は、配置予定技術者を本件工事に監理技術者又は主任技術者として配置すること。また、配置予定技術者の選任については、本件工事における適任者を選任し、入札後に変更が生じないよう十分留意して記載すること。

※配置予定技術者は、入札参加申込時点で他の工事に従事していても、施工現場への常勤・専任について法令又は契約による義務付けがなく、かつ、受注者からの申出により交替がいつでも可能な担当技術者としての従事であれば、配置予定技術者として認めます。

（8の（5）のウの（ウ）も同様とする）

ウ 主任技術者の資格

- (ア) 配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について記載するとともに、次の書類の写しを添付すること。
 - a 1級土木施工管理技士の技術検定合格書又は技術士（建設部門）の合格証
 - b 健康保険被保険者証等の直接的かつ恒常的な雇用関係（3月以上の継続雇用）が確認できる書類
- (イ) 配置予定技術者が特定できない場合は、2名を限度に候補者を記入することができる。
- (ウ) 落札者は、配置予定技術者を本件工事に配置すること。また、配置予定技術者の選任については、本件工事における適任者を選任し、入札後に変更が生じないよう十分留意して記載すること。

（6）共同企業体に関する入札参加資格確認書類は次に従い作成すること。

ア 共同企業体に関する入札参加資格確認書（様式2）

イ その他確認書類

- (ア) 共同企業体協定書の写し（参考：様式3）
- (イ) 委任状（委任する場合のみ）（様式4）

（7）提出部数

1部

（8）競争参加資格の確認は、令和6年8月5日（月）をもって行うものとし、その結果は同年

8月16日（金）までに共同企業体の代表者に通知する。

(9) その他

- ア 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- イ 競争参加資格確認手続に関する問合せ先
　　8の（1）のイに同じ。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和6年8月28日（水）午後4時

イ 提出場所

8の（1）のイに同じ。

ウ その他

書面は、持参、郵送又は信書便による送達により提出すること。郵送又は信書便による場合にあっては、アの期限内に到着したものに限る。

- (2) 鳥取県知事は、説明を求められたときは、令和6年9月5日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書又は入札閲覧設計書に対する質問

- (1) この入札説明書又は入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等）に対する質問がある場合においては、次により提出すること。期限を過ぎた質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年9月6日（金）午後4時

ただし、競争参加資格の確認に関する質問については、同年7月29日（月）午後4時までに提出すること。

イ 提出場所

8の（1）のイに同じ。

ウ 提出方法

電子入札画面による入力、又は入札説明書・入札閲覧設計書に関する質問書（様式5）を持参若しくは郵送（期限内に到着したものに限る。）

- (2) (1)の質問に対する回答は、競争参加資格の確認に関するものについては令和6年8月2日（金）午後4時までに、その他のものについては同年9月10日（火）午後4時までに電子入札システムにて行うほか、同年9月18日（水）までの間、インターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/>）に掲示する。

- (3) 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、入札情報サービスの発注図書情報の画面に積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。

11 入札手続等

- (1) 入札執行の日時

令和6年9月24日（水）午前9時

- (2) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階 県土総務課

12 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出方法は、8 の (1) のウによることとする。
- ア 郵送等による入札 入札書を入れた中封筒と工事費内訳書及び技術提案資料（総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドラインに定める様式第 3 号及び様式第 4 号。以下「技術提案資料」という。）を同封し、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、8 の (1) のイの担当部局宛に令和 6 年 9 月 11 日（水）から同年 9 月 20 日（金）午後 4 時までに送付すること。また、この場合、封筒表には「親展」と、中封筒には「入札書在中」及び「開封無効」と封筒の見えやすい箇所に記入しておくこと。
- イ 持参による入札 入札書、入札を委任する場合は委任状、工事費内訳書及び技術提案資料を8 の (1) のイの担当部局に令和 6 年 9 月 11 日（水）から同年 9 月 20 日（金）午後 4 時までに持参すること。入札書を入れた封筒の記載方法は上記アのとおりとする。
- (3) 入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成 14 年 5 月 22 日付管第 471 号県土整備部長通知)に基づき、本件工事の施工期間中、5 の(3)のウ及び5 の(4)のイに定める者に加え、5 の(4)のイに定める者の専任 1 名の配置とともに、入札時において様式 6 に定める追加技術者調書の提出を求めることがある。
- なお、この場合において、追加技術者調書(調書の記載した者の8 の(5)のウの(ア)に定める添付書類を含む。)が令和 6 年 9 月 26 日（水）正午までに提出できない者、当該調書に重大かつ明白な不備がある者は失格とする。
- (4) 入札者は、協定、特例政令、特例規則、建設工事執行規則、入札規則、会計規則等本書の頭書に示した諸規則及び通知、本件公告、設計図書並びにこの入札説明書を熟知のうえ、入札すること。
- (5) 本件公告及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として入札に異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。
- (9) 入札書及び委任状の様式は、様式 7 及び 8 のとおりとすること。
- (10) 入札執行回数は 3 回とする。

13 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領（平成 14 年 5 月 22 日付管第 472 号鳥取県県土整備部長通知。以下「内訳書徴収要領」という。）に基づき工事費内訳書を提出しなければならない。なお、持参又は郵送及び信書便により入札書を提出する者にあっては、入札書に合わせて工事費内訳書を提出するものとする。この場合、工事費内訳書は入札書とは

別の封筒に入れ、封筒表に「工事費内訳書」及び「開封無効」と表示の上、封をして提出しなければならない。また、電子入札の場合にあっては、令和6年9月20日（金）午後4時までに、工事費内訳書の送信（以下「内訳書の送信」という。）を必ず行わなければならない。

- (2) 提出した工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある者又は入札書を持参、郵送又は信書便で提出する者で入札書に合わせて工事費内訳書を提出しなかった者は、失格とする。なお、電子入札の場合において、工事費内訳書の送信を行っていない者のした入札は、失格とする。
- (3) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書は返却しない。
- (5) その他工事費内訳書の取扱いについては、内訳書徴収要領による。

14 応募の手続その他の発注工事に関する情報

- (1) 応募書類の様式は、令和6年7月23日（火）から同年8月5日（月）までの間に入札情報HPに掲載するとともに、当該期間（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、8の(1)のイに定める場所で希望者に交付する。
- (2) 発注工事に関する図書は、以下の方法で提供する。

ア 閲覧場所

鳥取県日野郡日野町根雨 140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局建設総務課 電話 0859-72-2042
(閲覧期間令和6年7月23日（火）から同年9月24日（火）)

イ 電子データでの提供

提供を希望する場合は鳥取県ホームページ

(<http://db.pref.tottori.jp/HacchuKoukai2.nsf/menu1.html>) を確認すること。

- (3) 予定価格算出のための単価は、令和6年6月10日（一部改定）の6月単価(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45148.htm>)を適用している。

15 開札

開札は、11に掲げる日時及び場所において、立ち会いを希望する者があれば、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

16 入札の無効及び中止の取扱い

- (1) 5の資格のない者のした入札、申請書、資料又は書類に虚偽の記載をした者の入札、委任状のない代理人の入札、記名押印のない入札書による入札、重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札並びに本件公告、入札説明書、建設工事執行規則、入札規則及び会計規則等で定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがある。

17 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が4の(5)の予定価格の範囲内にある者のうち評価点数の最も高い者を落札者とする。

なお、評価項目の採点基準は、総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドラインの「技術提案評価型総合評価に係る採点基準」により、技術提案点数は20点を満点とす

る。ただし、本件工事においては、採点項目のうち会社工事成績 5 点及び地域点 4 点については評価対象としないため、合計点は 99 点満点となる。

過度のコスト負担を要する（オーバースペック）技術提案は評価しない。

落札者の決定に当たっては、低入札価格調査制度（鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和 2 年 3 月 23 日付第 201900323687 号鳥取県国土整備部長通知。以下「低入札調査要領」という。）その他入札説明書に掲げる制度を適用するものとする。

- (2) 低入札調査要領第 4 条の調査基準価格を下回る価格をもって入札した者の入札金額の内訳の費目のうち 次のいずれかの費目の金額が下記の算定方法により算出した金額を下回る場合は失格とする。

費目	直接工事費と共に仮設費	現場管理費と一般管理費
算定方法 (百万円未満切捨て)	直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.90	現場管理費 × 0.70 × 補正係数 α + 一般管理費 × 0.45

補正係数 α は以下の算定方法によるものとし、端数処理は行わない。

[補正係数 α] = $1.00 - 0.9 / 10,000,000,000 \times \text{入札書比較価格}$ (予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。)

18 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。

なお、入札規則第 23 条第 1 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に建設工事執行規則第 8 条の規定による契約保証金として請負代金の額の 10 分の 1 以上の額を保証する次のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の 10 分の 3 以上の額とする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

19 契約書作成の要否

要

20 手続における交渉の有無

無

21 支払条件

各年度の支払額の上限は、次のとおりとする。

令和 6 年度 予定価格の 18.27% の額（百万円未満切り捨て）

令和 7 年度 予定価格の 54.80% の額（百万円未満切り捨て）

令和 8 年度 予定価格から令和 6 年度・令和 7 年度支払額の上限を減した額

総合評価入札及び指名選定に用いる受注額は、上記にかかわらず令和 6 年度に請負額の全額（319,000 千円を超える場合は 319,000 千円とする。）が計上されることとなる。（総合評価落札方式（土木関係工事）に関する運用ガイドライン（令和 4 年 12 月 13 日付第 202200221298 号鳥取県国土整備部長通知（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日））による）

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

23 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他手続に不服がある者は、鳥取県政府調達苦情検討委員会（連絡先：鳥取県会計管理部会計指導課、電話 0857-26-7422）に対して苦情申立てを行うことができる。

24 その他

（1）申請書等の作成及び工事内容に関する説明会は行わない。

（2）契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻は、日本語、日本国通貨及び日本標準時とする。

（3）本件工事の施工にあたっては、建設業法第 24 条の 7 の施工体制台帳及び施工体系図の作成等の規定を遵守すること。

（4）本件入札は、入札に關係のない者の傍聴を認める。

（5）特定告示に基づいて認定された資格を有する者は、電子入札執行要領第 12 条第 4 項による紙入札の承認を受けたものとみなす。

（6）この入札説明書に記載する各種要綱、要領等については、インターネットのホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp> を参照すること。

（7）この工事は鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（令和元年 12 月 20 日付第 201900247479 号鳥取県国土整備部長通知）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。